

日医発第 34 号（健Ⅱ）

令和 8 年 4 月 3 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛に標記の通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、予防接種法施行令の一部を改正する政令、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が、令和 8 年 3 月 27 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなったことを通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令 和 8 年 3 月 31 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について

今般、別添のとおり、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について(施行通知)」(令和8年3月31日付け厚生労働省発感0331第10号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)について、各都道府県知事、各市町村長及び各特別区長に対し通知しました。

つきましては、円滑な施行に向け、貴会及び地域医師会におかれましても、格段の御協力をお願いいたします。

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 71 号）、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 72 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 37 号）については、令和 8 年 3 月 27 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方願いする。

記

第 1 予防接種法施行令の一部改正について

- 1 RS ウイルス感染症を、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項第 13 号の政令で定める疾病に位置づけるとともに、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「施行令」という。）第 3 条においてその対象者を妊娠 28 週から妊娠 37 週に至るまでの間にある者と定めること。

2 医療手当等について

- (1) 施行令第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 24 条、第 26 条及び第 28 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

ア A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（特定 B 類疾病（法第 9 条第 1 項に規定する「B 類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもの」をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	39,900 円	41,100 円

月 8 日未満の入院又は月 3 日未満の通院	37,900 円	39,100 円
(イ) 障害児養育年金		
1 級	1,714,800 円	1,768,800 円
2 級	1,371,600 円	1,414,800 円
(ウ) 障害年金		
1 級	5,481,600 円	5,656,800 円
2 級	4,384,800 円	4,525,200 円
3 級	3,289,200 円	3,393,600 円
(エ) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	878,400 円	909,600 円
2 級	585,600 円	606,400 円
(オ) 死亡一時金	48,000,000 円	49,500,000 円
(カ) 葬祭料	219,000 円	222,000 円

イ B類疾病に係る定期の予防接種

改正前の額 改正後の額

(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院及び同一月の入通院		
	39,900 円	41,100 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院		
	37,900 円	39,100 円
(イ) 障害年金		
1 級	3,045,600 円	3,142,800 円
2 級	2,436,000 円	2,514,000 円
(ウ) 遺族年金	2,664,000 円	2,748,000 円
(エ) 遺族一時金	7,992,000 円	8,244,000 円
(オ) 葬祭料	219,000 円	222,000 円

ウ 特定B類疾病に係る臨時の予防接種

改正前の額 改正後の額

(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院及び同一月の入通院		
	39,900 円	41,100 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院		
	37,900 円	39,100 円
(イ) 障害児養育年金		
1 級	1,334,400 円	1,376,400 円
2 級	1,066,800 円	1,100,400 円
(ウ) 障害年金		
1 級	4,263,600 円	4,400,400 円
2 級	3,410,400 円	3,519,600 円

3級	2,558,400円	2,640,000円
(エ) 死亡一時金		
生計維持者である場合	37,300,000円	38,500,000円
生計維持者でない場合	28,000,000円	28,900,000円
(オ) 葬祭料	219,000円	222,000円

(2) 令和8年3月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月31日以前の死亡に係る死亡一時金、遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例によること。

第2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正について

1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令(平成21年政令第277号)第3条から第5条まで、第8条、第10条及び第12条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
(1) 医療手当		
月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院	39,900円	41,100円
月8日未満入院又は月3日未満通院	37,900円	39,100円
(2) 障害児養育年金		
1級	1,334,400円	1,376,400円
2級	1,066,800円	1,100,400円
(3) 障害年金		
1級	4,263,600円	4,400,400円
2級	3,410,400円	3,519,600円
(4) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1級	878,400円	909,600円
2級	585,600円	606,400円
(5) 遺族年金		
生計維持者である場合	3,730,000円	3,850,000円
生計維持者でない場合	2,800,000円	2,890,000円
(6) 遺族一時金		
生計維持者である場合	37,300,000円	38,500,000円
生計維持者でない場合	28,000,000円	28,900,000円
(7) 葬祭料	219,000円	222,000円

2 令和8年3月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月31日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例によること。

第3 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正について

(1) 予防接種法施行規則の一部改正

- ① R S ウイルス感染症の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準について、次の表の左欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の右欄に掲げる期間内に確認されたものと定める。

症状	期間
アナフィラキシー	4 時間
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

- ② 現在小児の肺炎球菌感染症の定期接種に用いている沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種に用いるワクチンとして位置づけることに伴い、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準について、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 5 条の表において規定する小児の肺炎球菌感染症の場合と同様とする。
- ③ 帯状疱疹に係る予防接種の対象者から除かれる者として、令和 7 年度からの対象者の経過措置開始に伴い、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者を追加する。
- ④ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）の販売が中止され、医療機関に存在するワクチンの在庫の使用期限が令和 7 年 12 月をもって終了したことに伴い、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る施行令第 3 条第 2 項に基づく長期療養特例の対象者の年齢について、四種混合ワクチンを使用する場合の例外に係る規定を削除する。
- ⑤ 施行規則第 4 条の規定に基づき、定期の予防接種等を行った者に交付することとされている予防接種済証は、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については母子健康手帳で代用することとされているところ、今般、妊婦を対象とする組換え R S ウイルスワクチンを定期接種化することに伴い、母子健康手帳の交付を受けた妊婦についても同様に母子健康手帳で代用することとする。
- ⑥ その他所要の改正を行う。

(2) 予防接種実施規則の一部改正

- ① R S ウイルス感染症の接種方法を新たに定め、その方法は、組換え R S ウイルスワクチン（出生した児に免疫の効果をさせることを目的とするものであって、妊婦に接種するものに限る。）を妊娠ごとに一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5mL とすることとする。
- ② ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症の予防接種について、四種混合ワクチンの販売が中止され、医療機関に存在するワクチンの在庫の使用期限が令和 7 年 12 月をもって終了したことに伴い、接種方法の改正を行う。
- ③ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、組換え沈降 2 価及び 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを定期接種に用いるワクチンから除くことに伴い、接種方法の改正を行う。
- ④ 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種について、定期接種に用いるワクチンとして、23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンから沈降 20 価肺炎球菌結合型ワ

- クチンに置き換えることに伴い、接種方法の改正を行う。
- ⑤ その他所要の改正を行う。

以上